

**第1回情報発信の在り方等に関する検討会
説明資料**

平成27年11月24日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

<団体名> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

<代表者> 会長 櫻井 誠己

<設 立> 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日 社団法人に改組、
平成24年1月4日 一般社団法人に移行)

<会員数> (自販連会員総合調査より)

○ 通常会員 1,302社 系列・県販売(店)協会62団体

○ 支店営業所・賛助会員 277社

<支 部>

○ 52支部(全国各都府県に1支部 北海道に6支部)

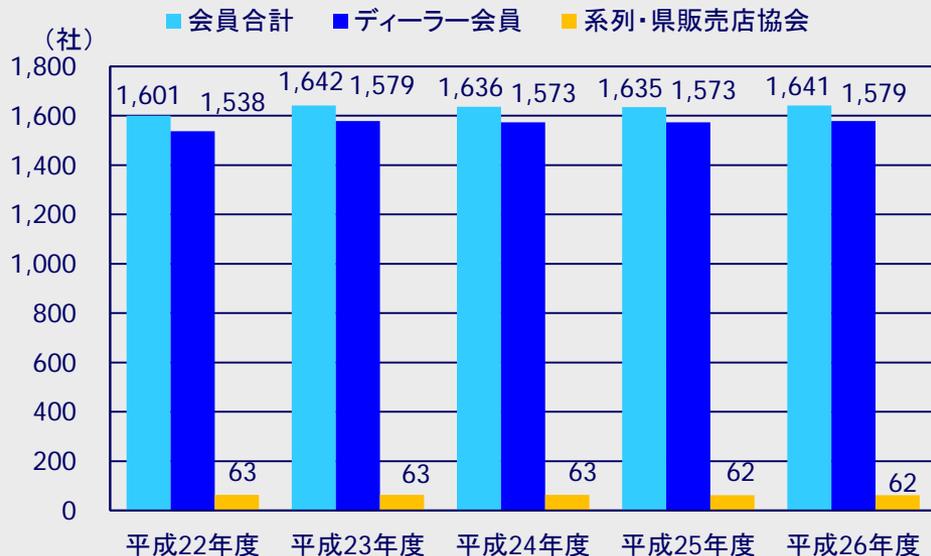
<目 的>

健全な車社会の形成と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に
寄与することを目的とする

会員数・事業所数・総従業員数(自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

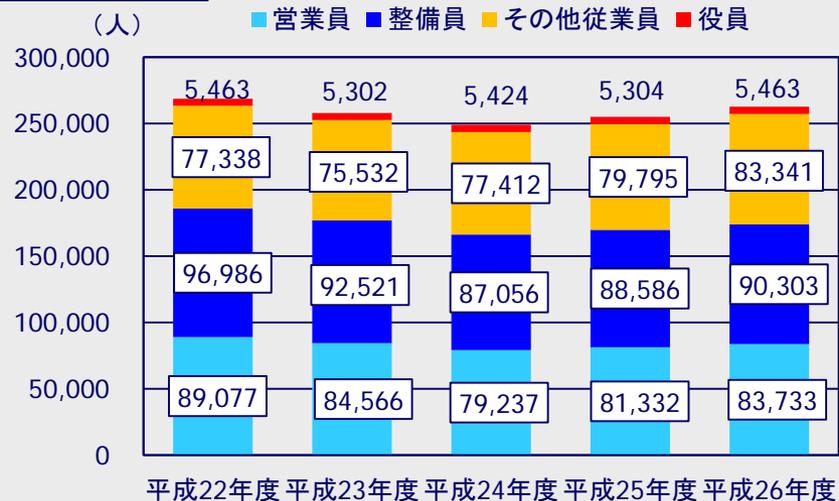
会員数



事業所数



総従業員数

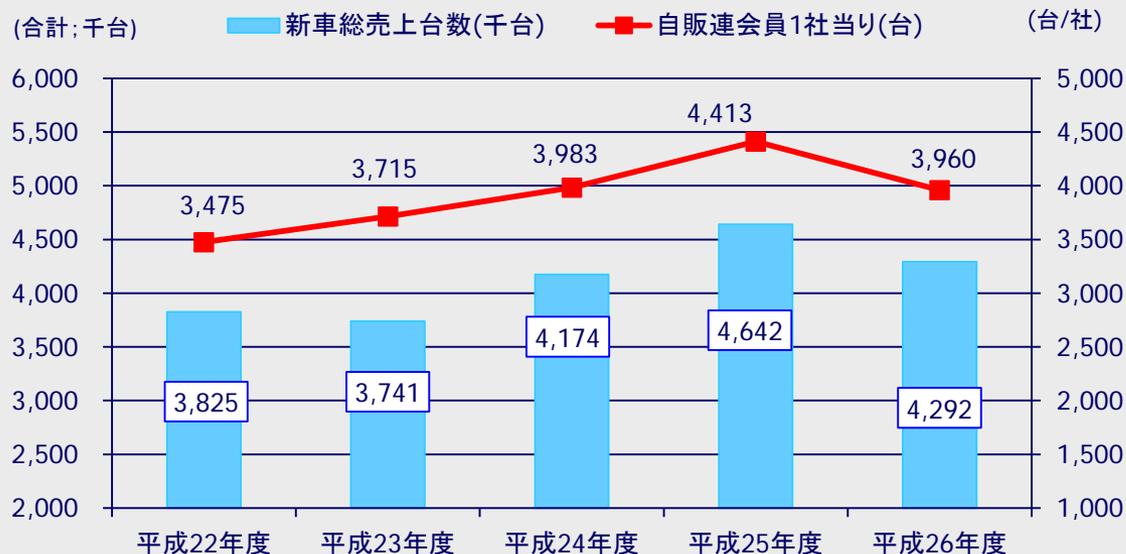


総従業員数： 268,864 257,921 249,129 255,017 262,840

新車売上台数・総売上高 (自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

新車売上台数



総売上高



1. 情報提供について

1) ユーザーへの情報提供

2) 会員ディーラーへの情報提供

2. 使用済自動車の判別について

3. 使用済自動車の流れについて

1) 引取時の「有償」、「無償」、「逆有償」の割合

2) 引取自動車の業務の流れについて

1. 情報提供について

1) ユーザーへの情報提供

- ◆ 一般ユーザー向けに、自販連ホームページの「事業活動『自動車リサイクル』」で自動車リサイクルの概要について説明

The screenshot shows the homepage of the Japan Automobile Dealers Association (JADA). The navigation menu includes 'HOME', 'Self-dealership', 'Statistical Data', 'Business Activities', and 'Publications'. The 'Business Activities' menu is highlighted with a red box, and the 'Car Recycling' item is also highlighted with a red box. Below the menu, there is a large image of autumn foliage. To the right, there is a list of dates and events, including '2014/09/10: 平成26年8月中止' and '2014/08/12: 自販連新車大商展'.

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

HOME 自販連とは 統計データ **事業活動** 出版

自動車リサイクル

個人情報保護法

官達犬育成事業

自動車と税金

自動車相談 Q & A

愛車購入豆知識

お知らせ

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス (OSS)

謹んで震災のお見舞いを申し上げます
この度の東日本大震災により被害に遭われた皆様に哀心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧と皆様のご健康をお祈り申し上げます。

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

イベント最新情報

2014/08/12: 自販連新車大商展

2) 会員ディーラーへの情報提供

◆自販連ホームページの会員専用ページ、「自販連の取り組み『自動車リサイクル』」で自動車リサイクルシステムのマニュアル閲覧・取得方法を案内



2. 使用済自動車の判別について

- ◆使用済自動車の判断基準については、会員毎に独自の基準があり、自販連はその基準の参考となる資料等の展開を行っている。
また、会員から一般ユーザーに情報提供を行う際に用いる資料を作成し、展開している。

<資料の展開例>

- 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」をe-mailで会員代表者宛に展開。
- 「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」を作成し、平成23年12月7日から自販連ホームページで展開。
- 平成27年9月の「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を自販連ホームページ「会員専用ページ」にアップし、同報告書の内容について自販連の委員会・部会で会員に説明。

<自販連会員専用ページ「自動車リサイクル」>

The screenshot shows the member portal of the Japan Automobile Dealers Association (JADA). The page is titled "自販連会員専用ページ「自動車リサイクル」" (Member Exclusive Page "Used Car Recycling"). The navigation bar includes "HOME", "自販連とは", "統計データ", "事業活動", "出版物", and "リンク集". The left sidebar lists various member services, with "自動車リサイクル" (Used Car Recycling) highlighted in red. The main content area, also outlined in red, contains several articles related to the recycling system, including manual updates, tax payment procedures, and distribution of related materials.

自販連会員専用ページ

- 会員専用新着情報履歴
- 会員変更届
- 会員名簿
- 会員専用統計データ
 - 都道府県別台数
 - 中古車入庫・販売・在庫統計
 - 条件を指定して検索
- **自販連会員総合調査**
 - 調査記入にお迷いになる前にこちらをご覧ください
 - 調査記入
 - 操作マニュアル
 - 調査結果
- ご案内
 - 注文書モデル書面・裏面約款
 - 委員会報告
 - 会員代表者ブロック懇談会
 - 経営セミナー
 - 海外自動車事情視察団
- 自販連の取り組み
 - アドボカシー
 - **自動車リサイクル**
 - 個人情報保護法
 - 税制改正
 - ASV(先進安全自動車)
- 収支関係等

支部の方はコチラからログインして下さい。
支部専用ページ

【自動車リサイクル】

- ① 自動車リサイクルシステムの「各種マニュアルの改訂および電子化運用について」
◎ マニュアル閲覧・取得方法
- ② 「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」について
平成23年12月7日付文書 自販連23-業第85号M「『車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例』の配布について」でご案内しましたとおり、自販連では、自動車ディーラーが引取業者としての責務を果たすために「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」を作成しました。
会員版社におかれましては、本資料をご活用いただき自動車リサイクル法の更なる理解促進とお客様への情報提供について周知徹底いただきますようお願い申し上げます。
◎ 自販連23-業第85号 M「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」の配布について
- ① 「使用済自動車判別ガイドライン」を踏まえた取組みの展開について
⇒ 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」平成23年2月
⇒ 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」平成27年9月
- ② 【会員配布資料】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例
- ③ 【販売会社内部資料】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例
- ④ アレンジ用資料(excel形式)
- ⑤ 【アレンジ例】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例資料
- ⑥ 会員活動状況報告用紙

③ その他自動車リサイクルシステムに関してご不明な点等ございましたら、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターの自動車リサイクルシステム「よくあるご質問(事業者関連)」についてなどでご確認ください。

<「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」>

車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例

【中古車として他者に譲り渡す場合（下取又は買取として他人へ譲る場合）】

- リサイクル料金について（料金詳細については下記参照）
自動車リサイクル法上、リサイクル料金は最終所有者（所有権留保の場合は使用者）が負担します。従って、譲渡する場合は、次の所有者がリサイクル料金（預託金相当額）を負担しますので、譲渡車を購入時に支払ったリサイクル料金の内預託金相当額は、次の所有者から返還されることとなります。また現車購入時に発行された「自動車リサイクル預託証明書（リサイクル券）」を次の所有者に引渡します。

- 自動車税について
4月1日時点の所有者が納税した自動車税（年税）は、抹消登録した場合には、抹消登録翌月から3月迄の残月数分が、還付されます。（注1：抹消登録以外は還付されません。給付していないと還付されません）
名義変更した場合は、残月数分の自動車税の負担を次の所有者から相当額として受取ることとなります。
- 重量税について
自動車重量税（車検期間に応じた納税）は、使用済自動車として処分し永久抹消された場合以外は還付されません。
- 自賠責保険料について
自賠責保険で満期までの残存月数がある場合は、抹消登録後保険会社に請求すると返金される仕組みですが、販売会社が査定時「自賠責残相当額」を算出して加点している場合は車両価格に含まれます。

<販売会社に処理を依頼する場合の手数料>
★以下の諸手続きを販売会社に代行を依頼する場合は各社が定めた手数料が発生致します。

- 名義変更する場合
保管所証明書等必要な書類を揃えて運輸支局に現車（又は書類）を持ち込み登録手続きを行います。

<自動車リサイクル料金の中身>
※車種によって金額が異なりますので、リサイクル券をご確認ください

「預託証明書（リサイクル券）」に記載されています

シュレッダーダスト処理料金	エアバッグ類処理料金	+	資金管理料金 (新車購入者が負担)
フロン類回収料金	情報管理料金		

<自動車税並びに自賠責保険料払い戻しの計算方法>
※車種によって金額が異なりますので、詳細はお問い合わせください

- 自動車税について
自動車税 年税額 × 未経過期間 抹消登録翌月から年度末(3月末)迄
- 自賠責保険料について
自賠責保険料額 × 残存月数 保険会社が解約を受け付けた日から満期迄の月数で保険会社解約保険料表に基づきます

詳細については販売会社の担当にお問い合わせ下さい。

車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例

【使用済自動車として販売会社に引き渡した場合（所有者が廃車処理したい場合）】

- 自動車リサイクル料金（自動車リサイクル預託金相当額）について（料金詳細については下記参照）
現車を取得した際に支払った自動車リサイクル料金（又は自動車リサイクル預託金相当額）は解体処理する際の3級品（フロン回収・エアバッグ処理・シュレッダー処理）の処理費用となります。

- 自動車税、自動車重量税、自賠責保険料について
販売会社は使用済自動車の内容確認の為に査定し、税金等の還付分等も含めて提示する場合がありますので詳細はお問い合わせ下さい。

注2：自動車税は抹消登録をすると、当該年度4月1日の所有者へ自動的に都道府県税自動車事務所より還付されます
注3：自動車重量税は永久抹消登録（又は解体届出）時に申請した権利者へ廃車の税務簿より還付されます
なお、注2・注3はそれぞれ「納税額が確定」と「届出が完了」のいずれか
注4：自賠責保険は抹消登録権利者が当該保険会社へ申請すると解約返戻金を受取れます

<販売会社に処理を依頼する場合の手数料>
★以下の諸手続きを販売会社に代行を依頼する場合は各社が定めた手数料が発生致します。

- 永久抹消登録依頼する場合（登録番号簿が付いている状態）
現車と書類を揃えて販売会社へ引き渡し、販売会社が使用済車の現車処分及び永久抹消登録手続きを行います。
- 解体届出を依頼する場合（一時抹消登録の状態）
所有者が一時抹消登録を済ませた状態で、販売会社へ現車と抹消簿本を引渡し、販売会社が解体届出（全面回収の運輸支局でも受付けます）の手続きを行います。

<自動車リサイクル料金の中身>
※車種によって金額が異なりますので、リサイクル券をご確認ください

「預託証明書（リサイクル券）」に記載されています

シュレッダーダスト処理料金	エアバッグ類処理料金	+	資金管理料金 (新車購入者が負担)
フロン類回収料金	情報管理料金		

<自動車税・重量税還付並びに自賠責保険料払い戻しの計算方法>
※車種によって金額が異なりますので、詳細はお問い合わせください

- 自動車税について
自動車税 年税額 × 未経過期間 抹消登録翌月から年度末(3月末)迄
- 重量税について
自動車重量税額 × 車検残存期間 「一時抹消登録日」と「使用済車の引取日の翌日」のいずれか遅い方の翌日から車検済月迄
- 自賠責保険料について
自賠責保険料額 × 残存月数 保険会社が解約を受け付けた日から満期迄の月数で保険会社解約保険料表に基づきます

詳細については販売会社の担当にお問い合わせ下さい。

3. 使用済自動車の流れについて

1) 引取時の「有償」、「無償」、「逆有償」の割合

＜平成26年4月～平成27年3月 使用済自動車引取台数＞

(自販連会員総合調査 中古車在庫・販売・在庫統計より)

回収率:約62%

(中古車として在庫)

(単位:台、%)

(使用済自動車として引取)

(単位:台、%)

	中古車在庫台数	内使用済自動車 となった台数 (A)
台数	1,692,786	192,877
構成比	100.0	11.4

	有償	無償	逆有償	合計 (B)
使用済自動車として 引き取った台数	41,370	41,064	3,941	86,375
構成比	47.9	47.5	4.6	100.0

(単位:台、%)

	中古車として在庫し、 使用済自動車 となった台数(A)	使用済自動車として 引き取った台数(B)	使用済自動車合計 (A)+(B)
台数	192,877	86,375	279,252
構成比	69.1	30.9	100.0

【ご参考】使用済自動車の項目の定義について

有償・・・使用済自動車に価格を付けて引き取った台数

無償・・・お客様からの希望により使用済自動車となったものや、
事故車等で価格が付かず使用済自動車として処理されることについて
お客様の同意を得て、使用済自動車の価値を0円として引き取った台数

逆有償・・・使用済自動車の運搬費等、リサイクル料金以外の処理費用が
使用済自動車の価値を上回り、顧客に負担頂き引き取った台数

2) 引取自動車の業務の流れについて

◆ 東京トヨペット株式会社の事例(次ページ以降)

東京トヨペット株式会社 概要

<代表者> 古谷 俊男
<資本金> 80億9千万円
<従業員数> 約3,100名
<拠点数> 102拠点

<2014年度実績 (2014/4-2015/3) >
<売上高> 1,819億円
<新車販売台数> 42,056台
<整備台数> 829,122台

1. 自動車リサイクル法に対するお客様への周知及び認知状況

2. 引取業者としての業務

1. 自動車リサイクル法に対するお客様への周知及び認知状況

◆商談時 車両価格表への記載

<資料1>

◆商談締結時 注文書(新車・中古車)への

自動車リサイクル料金明細記載

<資料2-1>、<資料2-2>

◆納車時 自動車リサイクル券

<資料3>

2. 引取業者としての業務

- ◆最終所有者の意思確認を書面で行い
使用済自動車としての引取依頼は原則断らない
＜資料4＞、＜資料5＞

- ◆使用済自動車の引渡先の確認
 - 基本契約を締結する
＜資料6＞
 - 年1回以上解体現場の確認を実施
＜資料7＞

- ◆使用済自動車引渡価格は屑鉄相場等を考慮し
年1回見直しを実施

ヒアリング事項

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

<資料1>

CROWN ■クラウン・アスリート

車種	ミッション	変速機種	型式	車両本体価格	リサイクル料金	取得税			重量税	標準付属品セット価格	標準付属品セット価格に含まれる付属品明細				
						自動車用(3%)	事業用(2%)	自動車用(事業用)			付属品合計金額	ナビ	オーディオ	キーレス	スマートキー
2500 ハイブリッド	2WD	電気式無段変速	Hybrid アスリートG	5,590,963	13,090	免除	免除	免除	30,000 (19,000)	5,850,163	250,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリートS	4,824,000	13,090	免除	免除	免除		5,083,200	250,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリート	4,217,143	13,090	免除	免除	免除		4,476,343	250,200	●	●	●	●
	4WD		Hybrid アスリートG Four	5,806,963	13,090	免除	免除	免除		6,066,163	250,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリートS Four	5,040,000	13,090	免除	免除	免除		5,299,200	250,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリート Four	4,433,143	13,090	免除	免除	免除		4,692,343	250,200	●	●	●	●
2500	2WD	6速A/T	アスリートG	5,045,073	13,090	120,000	84,000	49,200 (10,400)	5,266,473	221,400	●	●	●	●	
			アスリートS	4,248,000	13,090	100,100	70,700		4,469,400	221,000	●	●	●	●	
			アスリート	3,672,000	13,090	91,800	51,200		3,893,400	221,000	●	●	●	●	
	4WD		アスリートG iFour	5,281,691	13,090	132,000	88,000		5,503,091	221,400	●	●	●	●	
			アスリートS iFour	4,484,571	13,090	112,100	74,700		4,705,971	221,000	●	●	●	●	
			アスリート iFour	3,908,572	13,090	97,700	65,100		4,129,972	221,400	●	●	●	●	
3500	2WD	6速A/T	アスリートG	5,914,285	13,090	147,800	98,500	6,173,485	250,200	●	●	●	●		
			アスリートS	5,112,000	13,090	27,700	65,100	5,371,200	250,200	●	●	●	●		

●リサイクル料金は「シュレッダー・ダスト料金・エアバッグ料金・フロア・燃料系・排気管等料金(税金等別表)」は別項に記述されており、本表のみに記載していません。
 ●リサイクル料金が精算済みのお客様を貴店車として譲渡する用所有者(譲渡人)は、車両譲渡時分とリサイクル料金相当額の会計額を新所有者(譲受人)からお受け取りになることにより、リサイクル料金の税金を受けることが出来ます。詳しくは、カーライフパートナーにおたずねください。
 ※本表は「ハイブリッド車用車」に関する新車販売価格(税別) (2015年3月末日まで) (車種別) (2015年4月末日まで)の最新型車種について、()内は税別価格、()内は税別価格。
 ※税込価格分の消費税額につきましてはカーライフパートナーまでおたずねください。

<資料3>

見本

0113281349

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※※※※
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,680

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>



※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「※※※※」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない状態です。使用済自動車引渡時に整備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ
預託金額	¥8,680 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

事業所名称

所在地

TEL

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ

受領金額
¥380
(消費税込み)

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ

支払金額合計	¥9,060
シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※※※※
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥380
フロン券による事前支払額	※※※※

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2014年4月1日 発行

<資料4>

平成26年 9月 6日

使用済車引取依頼書

お問い合わせ等は、下記担当者までお願いします。

連絡先	店舗名	
	担当者	

東京トヨペット株式会社 殿

見本

下記の<車両>を下記の<条件>にて使用済自動車として引取依頼いたします。

<車両>

車台番号	GX100-
登録番号	練馬 300
リサイクル券番号	0400-7557-
車名	トヨタ
通称名(車名)	マ-72
車検満了日	27. 5. 12
年式	10年式
型式	GX100-ATPQK
引取時走行距離	162,917km
使用者	鈴木
所有者	鈴木
残債先	
(完済予定)	
残債精算方法	

<使用済車引取依頼者(最終所有者名)>

氏名又は
名称 _____

住所 _____

電話番号 _____

<現車装備状況と預り預託金>

	装備状況	預託状況	預り預託金
シリンダーダスト料金	(有)	(済)・未	0
17インチ料	(有)・無	(済)・未	0
フロム料	(有)・無	(済)・未	0
(有りの場合)種別	CFC (有)		
情報管理料金		(済)・未	0
合計			0

<条件>

使用済車残債		0
お客様 抹消登録手続代行費用(消費税込)	①	8,208
抹消登録預り法定費用		350
リサイクル法 関連費用	預り預託金 資金管理料金(消費税込)	0
預り自動車税	②	0
払戻額		0
合計	(A)	8,558
販売店 支払額	使用済車引取価格 (課税事業者の場合)消費税・地方消費税	1,000
合計	(B)	1,000
差引お客様支払額	(A)-(B)	7,558
消費税・地方消費税合計	(①+②) × (8/108)	608

(注)手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

005-1912-01-01

<資料5>

85期 7-9月下取（孫取）車見極めの基準

◎ カーチェックシート作成、受注日共に 2014年7月1日～9月30日の場合は、下記内容にて対応

		見極め基準	
		初度登録月からの経過月数 (カーチェックシート作成時点が基準)	対象外
商品車	180ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ■ 現地処分車で相場情報センター提示価格が1,000円 ■ 事故現状車・故障による自走不能車で業者見積もりでも価格対応の出来ない車両
使用済車	181ヶ月以上		<p>注意!!</p> <p>クラウン、マークII、プレミオ、アリオン、カロラ、セリオ、ハイース、ハイラックス、ランドクルーザー、プラド、1-4-8パワートラック、他トヨタ2000GT等のプレミアムカー</p>

※ 詳細は個別修正担当者まで

<注意事項>

1. 各施策対象外の商品車・使用済車の税金等処理方法と「1千円値付け車」の下取価格

(1) 商品車

- ・リサイクル預託金相当額、未経過自動車税は注文書上で返金
- ・重量税還付金相当額、自賠責加点は下取価格に加算（除く個別修正・施策等使用車両）

<相場情報センター・輸入車買取センターにて「1千円」値付けの車両>

【 **1千円+自賠責加点+自動車重量税の還付相当額** 】の合計額を下取価格として下さい

例) マークII GX110 初度登録：平成14年4月 車検有効期間：平成25年5月

A 1千円（相場情報センター提示価格）

B 自賠責加点10点（10千円・基本価格表にて確認できます）

C 自動車重量税還付相当額計算式

$$\frac{\text{自動車重量税額 } 30,000\text{円} \times \text{車検残月数 } 12\text{ヶ月}}{12} = 24 \quad 36$$

→この場合は「百円単位」切り上げで 【 15,000円 】

この車の下取価格はA+B+Cの合計【 26,000円 】

※平成22年4月より自動車重量税が本則税率へ戻り、従来より安くなっています

計算間違いは即査定落ちとなりますので充分にご留意下さい

・**値付け 3万円未満** の商品車の場合、**使用済車(1千円+自賠責解約金+重量税還付金)**とした方が**高いケース**があります。その場合の下取価格は、上記計算式を使用してご提示下さい（元の値付け価格は1,000円）

(2) 使用済車

- ・リサイクル券 又は リサイクル料金の回収を行なう
 - ・自動車税は、一次抹消登録又は永久抹消後、都道府県自動車税事務所から所有者へ還付されます
 - ・自動車重量税還付金は、電子マニフェスト上に解体報告日が入力された以降、当社が陸運局へ解体届出 又は 永久抹消の申請後、最終所有者の居住地域を管轄する税務署より最終所有者へ還付されます
 - ・自賠責の解約は、当社扱い保険会社分は当社が、その他保険会社はお客様自身が手続きをしていただきます
- **必要書類・手続きの詳細は、イントラネット「店舗業務マニュアル・下取車編」をご参照下さい**

<資料6>



<資料7>

